

函館市放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成事業を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ」という。）における安全対策を向上させるために必要な事業を行う者に対する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、本市に届出のある、放課後児童健全育成事業を実施している者とする。

（補助対象事業）

第3条 この補助金は、放課後児童クラブにおける送迎用バスに安全装置を設置する事業（以下「補助事業」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものを交付の対象とする。

（1）送迎用バスは、放課後児童クラブへ通う児童の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）であること。

（2）安全装置は、車内に児童が置き去りにされることを防止する安全装置であって「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）」に適合したものであること。

（3）送迎用バス1台につき安全装置1台を設置するものであること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、要件を満たす送迎用バス1台ごとに、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の全額または8万8千円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第7条第1項に規定する申請書は別記第1号様式に、同条第2項第1号に規定する計画書は別記第2号様式に、同項第2号に規定する収支予算書は別記第3号様式によるものとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第10条に規定する通知書は、別記第4号様式によるものとする。

(補助事業の変更または中止)

第7条 規則第9条第1項第1号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第5号様式によるものとし、その結果については、別記第6号様式により通知するものとする。ただし、補助対象経費の額の変更であってその変更額が交付決定時における補助対象経費の2割以内である場合またはその他市長が定める軽微な変更である場合はこの限りではない。

2 規則第9条第1項第2号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第7号様式によるものとし、その結果については、別記第8号様式により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第17条第1項に規定する実績報告書は別記第9号様式に、同条第2項第1号に規定する実績書は別記第10号様式に、同項第2号に規定する収支決算書は別記第11号様式によるものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第18条第2項の規定による通知は、別記第12号様式により行うものとする。

(財産の取扱い)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加

した価格が単価 30 万円以上の機械，器具およびその他の財産については，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき定められた期間（以下「大臣が別に定める期間」という。）を経過するまで，市長の承認を受けないで，この補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，または廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

3 補助事業者は，前項の財産の処分をしようとする場合は，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は，前項の承認をする場合は，交付した補助金のうち，第 2 項の処分時から大臣が別に定める期間を経過するまでの期間に相当する分を返還させるとともに，当該処分により生じる収入の全部または一部を市に納付させることができる。

（書類の保存）

第 11 条 補助事業者は，補助事業に係る書類を，補助金の額の確定の日の属する年度の終了後，大臣が別に定める期間まで保存しなければならない。

（仕入控除税額の報告等）

第 12 条 補助事業者は，補助事業完了後に，消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には，別記第 13 号様式により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において市長は，当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，令和 5 年 3 月 6 日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金
交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所

法人名

代表者職氏名

連絡先

このことについて、下記により補助金の交付を受けたいので、函館市
補助金等交付規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の概要

放課後児童クラブへ通う児童を送迎するための自動車に対し、車
内に児童が置き去りにされることを防止する安全装置を購入および
設置する事業

2 補助対象施設の名称および所在地

名称：

所在地： 北海道函館市 町 番

3 補助事業の着手および完了の予定期日

着手： 令和 年 月 日

完了： 令和 年 月 日

4 補助事業に要する経費 金 円

5 補助金交付申請額 金 円

6 添付書類

- (1) 見積書および見積内訳書の写し
- (2) 購入する機器の仕様および活用方法がわかる書類
- (3) 購入する機器について要件を満たすことがわかる書類
- (4) 機器の設置箇所がわかる写真（設置前の写真）
- (5) 機器を設置する全ての自動車の車検証の写し

別記第2号様式（第5条関係）

補助事業実施計画書

1 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助事業者

住所

法人名

代表者職氏名

連絡先

3 施設種別

放課後児童クラブ

4 補助対象施設の名称および所在地

名称：

所在地： 北海道函館市 町 番

5 事業の内容（枠内に必要事項を記入してください。）

補助対象施設へ通う児童を送迎するための自動車に対し，車内に児童が置き去りにされることを防止する安全装置を購入および設置する事業

設置する機器の名称	
機器の安全対策機能 (該当する番号を○で囲む)	1 降車時確認式 2 自動検知式
設置する自動車の台数	

6 特記事項

別記第3号様式（第5条関係）

補助事業収支予算書

1 収入の部 (単位：千円)

項目	予算額		内訳等
		うち、補助対象経費	
函館市補助金			
自己資金			
合計			

2 支出の部 (単位：千円)

項目	予算額		内訳等
		うち、補助対象経費	
需用費			
役務費			
委託料			
備品購入費			
合計			

別紙

補助事業収支予算書 物品購入費等内訳

(単位：円)

品名	数量	予算額	補助対象額
合計			

別記第4号様式（第6条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金
交付決定通知書

函 子 育
年（ 年） 月 日

補助事業者

住所

法人名

代表者職氏名

函館市長 印

補助事業の名称 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業

年 月 日付けで申請のあった上記補助事業について、
内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市補助金等交付規則第
10条の規定により通知する。

記

1 この補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	補助金の額

2 この補助事業の完了期限は、 年 月 日とする。

3 補助金の交付予定時期は、次のとおりとする。

実績報告書提出後、補助金等の額の確定後において交付するものとする。

4 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告し、その承認または指示を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業を中止し、または廃止する場合
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合
- (3) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 補助事業の遂行に当たっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれに当たること。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 補助事業が完了したときは、市長が定める実績報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - エ 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - オ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (9) 補助事業者は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間またはこの補助事業に関して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定に基づき大臣が別に定める期間のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

別記第5号様式（第7条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金
交付変更申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所

施設等名
代表者職氏名
連絡先

このことについて、 年 月 日付けで補助金の交付決定
を受けましたが、その事業を下記の理由により変更したいので、函館市
補助金等交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 補助事業に要する経費
変更前 金 円 変更後 金 円

※ 補助金等の額
変更前 金 円 変更後 金 円
(うち領収済額 金 円)

※ 補助事業等の完了期限
変更前 年 月 日まで 変更後 年 月 日まで

別記第6号様式（第7条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金
交付決定変更通知書

函 子 育
年 月 日

補助対象者

住 所
団 体 名
代表者職氏名

函館市長 工藤 壽樹 印

補助事業の名称 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業

年 月 日付けで変更申請のあった上記補助事業について、内容審査の結果、次のとおり変更決定したので、函館市補助金等交付規則第9条の規定により通知する。

ただし、承認すべき条件は、従前のとおりとする。

1 補助事業等の内容

- ※ 補助事業等に要する経費
変更前 金 円 変更後 金 円
- ※ 補助金等の額
変更前 金 円 変更後 金 円
(うち領収済額 金 円)
- ※ 補助事業等の完了期限
変更前 年 月 日まで 変更後 年 月 日まで
- ※ 補助金等の交付時期（概算払いの場合）
変更前 月 金 円 変更後 月 金 円

別記第7号様式（第7条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金
中止申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所
施設等名
代表者職氏名

このことについて、 年 月 日付けで補助金の交付決定
を受けましたが、その事業を下記の理由により中止したいので、函館市
補助金等交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

【中止の理由】

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金
中止決定通知書

函 子 育
年 月 日

補助対象者

住 所

団 体 名

代表者職氏名

函館市長 工藤 壽樹 印

補助事業の名称 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業

年 月 日付けで中止申請のあった上記事業については、
内容審査の結果、次のとおり中止決定したので、函館市補助金等交
付規則第 9 条の規定により通知する。

記

【中止の理由】

別記第9号様式（第8条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金
実績報告書

年 月 日

函館市長 様

住所

法人名

代表者職氏名

年 月 日付け函子育 をもって補助金の交付の決定
を受けた事業は、年 月 日に完了したので、関係書類を
添えて報告します。

記

1 補助事業の概要

補助対象施設へ通う児童を送迎するための自動車に対し、車内に
児童が置き去りにされることを防止する安全装置を購入および設置
する事業

2 補助対象施設の名称および所在地

名称：

所在地： 北海道函館市 町 番

3 補助金交付決定通知額 円

4 補助金領収済額 円

5 補助金領収未済額 円

6 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る支出の事実およびその金額の内訳を確認で
きる書類（納品書、検収書および領収書等）の写し
- (2) 補助対象経費に係る契約内容を確認できる書類
- (3) 購入した機器の仕様および活用方法がわかる書類
- (4) 購入する機器について要件を満たすことがわかる書類
- (5) 機器の設置状況がわかる写真（設置後の写真）
- (6) 機器を設置した全ての自動車の車検証の写し

別記第 10 号様式（第 8 条関係）

補助事業実績書

1 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助事業者
住所
法人名
代表者職氏名
連絡先

3 施設種別（該当する記号を○で囲んでください。）
放課後児童クラブ

4 補助対象施設の名称および所在地
名称：
所在地： 北海道函館市 町 番

5 事業の内容（枠内に必要事項を記入してください。）

補助対象施設へ通う児童を送迎するための自動車に対し，車内に児童が置き去りにされることを防止する安全装置を購入および設置する事業

設置する機器の名称	
機器の安全対策機能 (該当する番号を○で囲む)	1 降車時確認式 2 自動検知式
設置する自動車の台数	

6 特記事項

別記第 1 1 号様式（第 8 条関係）収支決算書

補助事業収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

項目	予算額 A		決算額 B		増減	内訳等
		うち、補助 対象経費		うち、補助 対象経費	B－A	
函館市補助金						
自己資金						
合計						

2 支出の部 (単位：円)

項目	予算額 A		決算額 B		増減	内訳等
		うち、補助 対象経費		うち、補助 対象経費	A－B	
需用費						
役務費						
委託料						
備品購入費						
合計						

収支差引額 円

別紙

補助事業収支決算書 備品購入費等内訳

(単位：円)

品名	数量	予算額 A	決算額 B	増減 A－B	補助対象額
合計					

別記第 1 2 号様式（第 9 条関係）

年度 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金の
額の確定通知書

函 子 育
年（ 年） 月 日

補助事業者

住所

法人名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業

年 月 日付けで実績報告のあった上記補助事業につ
いては、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認め
たため、函館市補助金等交付規則第 1 8 条の規定により、次のとおり補
助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額

円

別記第13号様式（第12条関係）

年度 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

函館市長 様

住所

法人名

代表者職氏名

年 月 日付け函子育 をもって補助金の交付の決定を受けた 年度放課後児童クラブ安心・安全対策支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額または事業実績報告による清算額

_____ 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

_____ 円

3 添付書類

2に掲げる金額の清算内訳のわかるもの